

規程改正の概要

件名	地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程の一部改正
趣旨	地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程における「不正行為」の定義を改正する。
改正の内容	<p>1 経緯</p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構が平成29年度の科学研究費助成事業に公募するに先立ち、平成29年3月16日に「地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程」を制定した。</p> <p>平成29年12月19日に文部科学省から科学研究費を適正に取り扱う体制が整備されていることが確認できた旨の連絡があったが、平成30年1月30日に文部科学大臣が決定したガイドラインに照らし、一部確認・改正漏れがあるとの連絡があった。</p> <p>このため、ガイドラインに即し、不正防止等に関する規程の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>平成26年8月に文部科学大臣が決定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、当機構の不正防止等に関する規程第2条の2に「不正行為」の定義に「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによりなされる行為」を追加するとともに、同条但書きの規程を削除する。</p> <p>【削除規定】</p> <p>ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかにされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらない。</p>
施行期日	平成30年3月12日から施行し、平成29年12月13日から適用する。
備考	規程改正は理事会の議決が必要であるため、施行日は次回理事会開催日である3月12日とし、適用は前回の改正日である12月13日とした。

地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正防止等に関する規程
新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2条の2 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ等の各過程において、故意又は研究者としてわきまをえざるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによりなされる次の各号に掲げる行為をいう。</p> <p>(1) 「捏造」 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p> <p>(2) 「改ざん」 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。</p> <p>(3) 「盗用」 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。</p> <p>(4) 「不適切なオナーシップ」 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。</p> <p>(5) 「二重投稿」 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となつたものは除く。</p> <p>(6) 「研究費の不適切な使用」 実態と異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定めに違反して研究費を使用すること。</p>	<p>第2条の2 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされてきた各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的かつ合理的根拠をもって明らかになされた場合及び適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらない。</p> <p>(1) 「捏造」 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p> <p>(2) 「改ざん」 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。</p> <p>(3) 「盗用」 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。</p> <p>(4) 「不適切なオナーシップ」 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。</p> <p>(5) 「二重投稿」 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となつたものは除く。</p> <p>(6) 「研究費の不適切な使用」 実態と異なる謝金及び賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定めに違反して研究費を使用すること。</p>

※備考

(1) から (6) は改正はないが、参考までに記載した。